令和元年6月 浜田市議会定例会議

担当部名称 市民生活部

	T	12 1 HV 14 M 1 1 1 1 1 1 H
1	議案番号	承認第1号
2	題名	専決処分の承認について(浜田市税条例等の一部を改正す
		る条例)
		「地方税法等の一部を改正する法律」が平成 31 年 3 月
		29日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行される
3	 目的・理由	ことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により同年
		3月31日付けで浜田市税条例等の一部を改正する条例を専
		決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、
		議会の承認を求めるものです。
		1 個人住民税関係
		(1) 非課税措置対象者(単身児童扶養者)の追加
		児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得
		金額が 135 万円以下である未婚のひとり親に対し、個
		人住民税を非課税とする措置を講じる。
		(2) ふるさと納税制度に関する見直し
		ふるさと納税については、過度な返礼品を送付し、
		制度の趣旨を歪めているような団体については、「特例
		控除」の対象外とするよう制度の見直しが図られた。
$ _4$	概 要	この法改正に伴い、ふるさと納税(特例控除)の対
	7,	象となる寄附金を「特例控除対象寄附金」と改め、所
		要の整備を行う。
		(3) 住宅ローン控除の拡充に伴う措置
		所得税の住宅ローン控除の改正により、控除期間が
		3 年延長(現行 10 年⇒13 年)された。
		この法改正に伴い、延長される控除期間(11年目~
		13年目)においても、所得税額から控除しきれない額
		について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人
		住民税額から控除する。
		2 軽自動車税関係

	T	
		(1) グリーン化特例の延長及び見直し
		現行の特例措置を 2 年間(令和 3 年度(平成 33 年度
		まで)) 延長した上で、令和4年度(平成34年度)か
		ら、グリーン化特例の対象を電気自動車等に限定する
		見直しを行う。
		(2) 環境性能割の臨時的軽減
		消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年(平
		成 31 年)10 月 1 日から令和 2 年(平成 32 年)9 月 30
		日までの間に取得した軽自動車について、環境性能割
		の税率を1%軽減する規定を新設する。
		1 施行期日 平成31年4月1日(一部を除く。)
5	施行期日等	2 経過措置 市民税、固定資産税及び軽自動車税に関す
		る経過措置

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 35 号
2	題 名	浜田市公告式条例の一部を改正する条例
		浜田市立国府公民館有福分館が旧有福小学校に移転さ
3	目的・理由	れたことに伴い、設置場所の表記について所要の改正を行
		うものです。
4	概 要	掲示場の設置場所の表記を次のように改める。
4	似 安	旧有福小学校前 ⇒ 国府公民館有福分館前
5	施行期日等	公布の日
6	備考	設置場所の表記の変更のみで、設置場所の変更はありませ
O	7 7	λ .

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 36 号
2	題 名	元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する
4	超 一	条例
		「元号を改める政令」の施行に伴い、元号の表示の改正
3	目的・理由	が必要となる条例について一括で所要の改正を行うもの
		です。
		1 改正内容
		「令和」を用いて表示されるべき年又は年度に「平成」
		が用いられている箇所を、「令和」の表示に改正する。
		2 改正する条例
		(1) 浜田市議会の会期等に関する条例
		(2) 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部
		を改正する条例
		(3) 浜田市自治区設置条例
		(4) 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する
		条例
4	概要	(5) 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改
		正する条例
		(6) 浜田市農業振興基金条例
		(7) 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する
		条例
		(8) 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の
		基準に関する条例
		(9) 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
		(10) 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
		⑴ 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例
		(12) 浜田市水道給水条例
5	施行期日等	公布の日

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第 37 号
		社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革
		を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社
2	題名	会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を
	煜 1	行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する
		法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
		【総務文教委員会所管分】
		「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な
		改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及
		び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改
3	目的・理由	革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正
3	日的・连田	する法律」の一部が施行され、令和元年 10 月 1 日から地
		方消費税を含む消費税の税率が 10%に引き上げられるこ
		とに伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改
		正を行うものです。
		次に掲げる条例に規定されている使用料、利用料金、分
		担金及び手数料について、消費税率等の引上げに対応した
		額に改定する。
		(1) 浜田市ケーブルテレビ施設条例
		(2) 浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例
		(3) 浜田市防災行政無線施設条例
1	概 要	⑷ 浜田市行政財産使用料条例
4	灰 安	(5) 浜田市手数料条例
		(6) 浜田市有料駐車場条例
		(7) 浜田市立公民館条例
		(8) 浜田市立図書館条例
		(9) 浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例
		(10) 浜田市東公園運動施設条例
		(11) 浜田市健康増進センター条例

		(10) 井、一川、海田及田
		(12) サンマリン浜田条例
		(13) サン・ビレッジ浜田条例
		(14) ラ・ペアーレ浜田条例
		(15) 浜田市金城総合運動公園条例
		(16) 浜田市旭公園運動施設条例
		(17) 浜田市フットサルやさか競技場条例
		(18) 浜田市弥栄運動広場施設条例
		(19) 浜田市三隅B&G海洋センター条例
		(20) 浜田市三隅中央会館条例
		(21) 浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例
		(22) 浜田市岡見スポーツセンター条例
		(23) 浜田市世界こども美術館創作活動館条例
		(24) 浜田市立石正美術館条例
		(25) 浜田市石央文化ホール条例
		(26) 浜田市島村抱月公園条例
		1 施行期日 令和元年 10 月 1 日
		2 経過措置
		(1) 使用料及び利用料金に関して
		施行日以後の使用及び利用に係る料金について適
		用し、施行日前の使用及び利用については、従前の例
		による(既に発行されている回数券、年間パスポート
		等による利用についても、従前の例による。)。
5	施行期日等	(2) 分担金に関して
		施行日以後に加入申込みを承認した者及び設置を
		決定した者について適用し、施行日前に加入申込みを
		承認した者及び設置を決定した者については、従前の
		例による。
		(3) 手数料に関して
		 施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施
		行日前の申請については、従前の例による。
		使用料等の額が規定されている条例のうち、消費税率等の
6	 備 考	引上げに伴う改正をしない条例(総務文教委員会所管分)
	•	(1) 非課税のため

- ア 浜田市教職員住宅条例 (2) 端数処理のため
 - ア 浜田市生活路線バス条例
 - イ 浜田市今福スポーツ広場施設条例
 - ウ 浜田市金城資料館条例
 - 工 浜田市旭歴史民俗資料館条例

担当部名称 都市建設部

П		<u>15 3 时 4 份 </u>
1	議案番号	議案第 38 号
		社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革
		を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社
2	題 名	会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を
	題 名	行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する
		法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
		【産業建設委員会所管分】
		「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な
		改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及
		び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改
3	目的・理由	革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正
3	口的、连田	する法律」の一部が施行され、令和元年 10 月 1 日から地
		方消費税を含む消費税の税率が 10%に引き上げられるこ
		とに伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改
		正を行うものです。
		次に掲げる条例に規定されている手数料、使用料、利用
		料金及び温泉供給料金等について、消費税率等の引上げに
		対応した額に改定する。
		(1) 浜田市手数料条例
		(2) 浜田市かなぎウェスタンライディングパーク条例
		(3) 浜田市都川交流促進施設条例
4	概 要	⑷ 浜田市山村開発センター条例
4	似 安	(5) 浜田市多目的研修集会施設条例
		(6) 浜田市石州和紙会館条例
		(7) 浜田市リフレッシュビレッジ施設条例
		(8) 浜田市交流研修センター条例
		(9) 浜田市健康管理増進施設条例
		(10) 浜田市ふるさと生活創作館条例
		(11) 浜田市ふるさと体験村施設条例

			(12)	浜田市天狗石農村公園条例
			(13)	浜田市八戸川農村公園条例
			(14)	浜田市運動広場施設条例
			(15)	浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例
			(16)	浜田市地域資源循環活用施設条例
			(17)	浜田市地域材利用促進交流館条例
			(18)	浜田市公設水産物仲買売場条例
			(19)	浜田市漁業集落集会施設条例
			(20)	浜田市漁港管理条例
			(21)	浜田市波佐地場産業技術研修センター条例
			(22)	浜田市縁の里地域振興施設条例
			(23)	浜田市木田暮らしの学校条例
			(24)	浜田市雇用促進住宅条例
			(25)	浜田市国民宿舎千畳苑条例
			(26)	浜田市美又温泉国民保養センター条例
			(27)	浜田市美又温泉会館条例
			(28)	浜田市旭温泉あさひ荘条例
			(29)	浜田市温泉事業条例
			(30)	浜田市都市公園条例
			(31)	浜田市海のみえる文化公園条例
			(32)	浜田駅関連施設条例
			(33)	浜田市道路占用料徴収条例
			(34)	浜田市営住宅条例
			(35)	浜田市特定公共賃貸住宅条例
		1	放	百行期日 令和元年 10 月 1 日
		2	縚	E 過措置
			(1)	手数料に関して
				施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施
5	施行期日等		行	F日前の申請については、従前の例による。
			(2)	使用料及び利用料金に関して
				施行日以後の使用及び利用に係る料金について適
			月	引し、施行日前の使用及び利用に係る料金について
			V	は、従前の例による(既に発行されている回数券等に

		よる利用についても、従前の例による。)。
		(3) 温泉供給料金等に関して
		ア 改正後の規定は、令和元年 10 月以後の温泉供給
		料金、メーター使用料及び温泉維持費から適用し、
		同月前のものついては、従前の例による。
		イ 改正後の規定は、施行日以後に設置した受給装置
		に係る負担金から適用し、施行日前に設置した受給
		装置に係る負担金については、従前の例による。
		使用料等の額が規定されている条例のうち、消費税率等の
		引上げに伴う改正をしない条例(産業建設委員会所管分)
		(1) 非課税のため
		ア 浜田市実践研修生滞在施設条例
		イ 浜田市一般市営住宅条例
6	備考	ウ 浜田市営地域定住住宅条例
		工 浜田市集団移転住宅条例
		才 浜田市若者住宅条例
		(2) 端数処理のため
		ア 浜田市地域交流プラザ条例
		イ 浜田市旭温泉公園条例

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 39 号
2	題名	浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
	趣	の一部を改正する条例
		浜田市指定管理者選定委員会の委員構成を拡充し、施設
3	目的・理由	の性格に応じた委員体制で指定管理者の候補者の選定を行
		うため、所要の改正を行うものです。
		委員構成の拡充 (第4条関係)
		(改正前) 識見者 7人以內
4	概要	受益者 3人以内
		(改正後) 識見者 6人以内
		受益者及び関係団体代表者 6人以内
5	5 施行期日等 公布の日	
		会議は、2年を任期として委嘱する識見者 6人以内と、
6	備考	指定管理者の候補者を選定しようとする施設の性格に応じ
U		て、諮問の都度委嘱する受益者及び関係団体代表者 6 人以
		内で開催します。

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 40 号
2	題 名	浜田市浜田城資料館条例
3	目的・理由	歴史的建造物である御便殿を改修し、浜田城や北前船等に関する資料の収集、保存、展示等を行う浜田市浜田城資料館を設置することに伴い、地方自治法に基づき当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	1 名称及び位置(第1条) (1) 名称 浜田市浜田城資料館 (2) 位置 浜田市殿町 83 番地 246 2 事業(第2条) (1) 資料の収集、保存及び展示 (2) 資料の調査、研究及び教育普及活動 (3) その他必要な事項 3 管理(第3条) 浜田市教育委員会が管理する。 4 開館時間(第4条) 午前9時から午後5時まで 5 休館日(第5条) (1) 月曜日(休日に当たるときは、直後の日曜日、土曜日及び休日でない日) (2) 休日の翌日(日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、直後のこれらの日でない日) (3) 12月29日から翌年の1月3日まで 6 学習室の使用料(第10条) 1時間につき200円 ※学習室以外の施設の入館は、無料。
5	施行期日等	1 施行期日 規則で定める日2 浜田市資料館運営協議会条例の一部改正

		当該協議会の所掌事項に、浜田城資料館の運営に関す
		る事項を追加する。
G	備考	施行期日については、現時点において供用開始日を確定
Ю	備考	できないため、規則に委任しています。

担当部名称 健康福祉部

	Τ	15日即有你 医尿怕证的
1	議案番号	議案第 41 号
2	題 名	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条
4	歴	例の一部を改正する条例
		「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(厚生
3	目的・理由	労働省令)の一部が改正され、保育所等との連携の例外が
		追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。
		1 保育所等との連携の例外の追加(第7条関係)
		(1) 家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を
		行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認め
		るときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確
		保を不要とすることができる。
		(2) 前号の場合において、家庭的保育事業者等は、利用
		定員が 20 人以上である企業主導型保育事業に係る施
		設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外
		保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒園
		後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切
		に確保しなければならないこととする。
4	概要	2 事業所内保育事業に係る連携施設に関する特例の例外
		の追加(第 46 条関係)
		満3歳以上の児童を受入れている保育所型事業所内保
		育事業所について、市長が適当と認めるものについては、
		卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とす
		ることができる。
		3 家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的
		保育事業について、自園調理の原則の適用を猶予する経
		過措置期間の延長(附則第 3 項関係)
		(改正前)平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間
		(改正後)平成 27 年 4 月 1 日から 10 年間
		4 連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を
Щ_		

		行うことができると市が認める場合について、連携施設
		の確保を猶予する経過措置期間の延長(附則第4項関係)
		(改正前)平成27年4月1日から5年間
		(改正後) 平成 27 年 4 月 1 日から 10 年間
		5 その他規定の整理
5	施行期日等	公布の日

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 42 号
0	HE A	浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関
2	題名	する条例の一部を改正する条例
		「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
	目的・理由	準」(厚生労働省令)の一部が改正され、放課後児童支援員
3		認定資格研修について、これまでの都道府県知事に加えて
		指定都市の長も実施できることとされたことに伴い、所要
		の改正を行うものです。
	概 要	放課後児童支援員資格研修の実施者の拡大(第 11 条関係)
4		(改正前) 都道府県知事
		(改正後) 都道府県知事又は指定都市の長
5	施行期日等	公布の日

担当部名称 健康福祉部

1	議 案 番 号	議案第 43 号
		社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革
		を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社
2	題名	会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を
2		行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する
		法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
		【福祉環境委員会所管分】
		「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な
		改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及
		び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改
3	目的・理由	革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正
3	口的、连田	する法律」の一部が施行され、令和元年 10 月 1 日から地
		方消費税を含む消費税の税率が 10%に引き上げられるこ
		とに伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改
		正を行うものです。
		次に掲げる条例に規定されている使用料、利用料金、手
		数料、加入金及び水道料金について、消費税率等の引上げ
		に対応した額に改定する。
		(1) 浜田市金城老人福祉センター条例
		(2) 浜田市弥栄老人福祉センター条例
		(3) 浜田市三隅老人福祉センター条例
4	概 要	(4) 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例
4	灰 安	(5) 浜田市老人憩いの家条例
		(6) 浜田市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例
		(7) 浜田市休日応急診療所条例
		(8) 浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例
		(9) 浜田市不燃ごみ処理施設条例
		(10) 浜田市し尿処理施設条例
		(11) 浜田市公共下水道使用料条例

		(12)	浜田市集落排水処理施設使用料条例
		(13)	浜田市個別浄化槽条例
		(14)	浜田市工業用水道料金徴収条例
		(15)	浜田市水道給水条例
		1 施	行期日 令和元年 10 月 1 日
		2 経	過措置
		(1)	使用料及び利用料金並びに工業用水道料金に関し
		て	
			施行日以後の使用及び利用に係る料金について適
		用	し、施行日前の使用及び利用については、従前の例
		に	よる。
		(2)	手数料に関して
		ア	施行日以後の申請、納付及び搬入に係る手数料に
			ついて適用し、施行日前の申請、納付及び搬入につ
			いては、従前の例による。
		イ	施行日から令和4年3月31日までの間は、「ペッ
			ト・プラごみ袋(中)」、「缶ごみ袋(中)」及び「び
			んごみ袋 (中)」は、「163円」を「161円」(現行料
5	施行期日等		金と同じ額)とする。
		(3)	公共下水道、集落排水処理施設及び個別浄化槽の使
		用	料並びに水道料金に関して
		ア	施行日前から継続している使用で、施行日から令
			和元年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権
		:	利が確定するものに係る料金については、従前の例
			による。
		イ	施行日前から継続している使用で、令和元年 10
			月 31 日後初めて料金の支払を受ける権利が確定す
			るものに係る料金については、一定の部分に限り、
			従前の例による。
		ウ	改正後の規定は、ア及びイ後の使用等に係る料金
			について適用する。
		(4)	加入金に関して
1			施行日以後に申込みをした給水装置の新設及び改

		造(増径)工事に係る加入金について適用し、施行日
		前に申込みをした給水装置の新設及び改造(増径)工
		事については、従前の例による。
		使用料等の額が規定されている条例のうち、消費税率等の
	備考	引上げに伴う改正をしない条例(福祉環境委員会所管分)
		(1) 非課税のため
6		ア 浜田市手数料条例
О		イ 浜田市病後児保育室条例
		ウ 浜田市やすらぎの家条例
		工 浜田市霊園条例
		才 浜田市火葬場条例

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 44 号
2	題 名	浜田市地域資源循環活用施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地籍調査により所在地番が変更になったことに伴い、所
3		要の改正を行うものです。
		所在地番の改正(第1条関係)
4	概要	(改正前) 浜田市弥栄町大坪 615番の 1
		(改正後) 浜田市弥栄町大坪 612 番地 4
5	施行期日等	公布の日
6	備考	所在地番の変更のみで、設置場所の変更はありません。

担当部名称 産業経済部

1	送 安 采 旦	
1	議案番号	議案第 45 号
2	題 名	山陰浜田港公設市場条例
		生鮮水産物等の流通の円滑化を図るとともに、その消費
		拡大及び情報発信を推進するため、仲買機能と商業施設を
3	目的・理由	併設した施設「山陰浜田港公設市場」を設置することに伴
		い、地方自治法に基づき当該施設の設置及び管理に関する
		事項を定めるため、条例を制定するものです。
		1 名称及び位置(第1条)
		(1) 名称 山陰浜田港公設市場
		(2) 位置 浜田市原井町 3050 番地 46
		2 施設 (第 2 条)
		(1) 仲買売場施設
		(2) 水産物等販売施設
		(3) 飲食物提供施設
		(4) 多目的利用施設
		3 事業 (第3条)
	概 要	(1) 生鮮水産物等の流通の円滑化を図るための場の提供
		(2) 生鮮水産物等を販売するための場の提供
4		(3) 生鮮水産物等の消費拡大及び情報発信
		(4) その他公設市場の設置の目的を達成するために必要
		な事業
		to below the first of the first
		(1) 管理するもの 指定管理者
		(2) 業務 公設市場の事業、施設等の利用許可、維持管
		理等に関する業務
		5 開館時間 (第6条)
		(1) 仲買売場施設 午前6時から午後6時まで
		(2) 水産物等販売施設及び多目的利用施設 午前9時か
		ら午後 6 時まで

		,
		(3) 飲食物提供施設 午前6時から午後9時まで
		6 休館日 (第7条)
		指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める日
		(定めたときは、市長がこれを告示する。)
		7 利用料金(第 12 条及び別表)
		(1) 条例別表の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を
		得て定める。
		(2) 利用料金制(指定管理者の収入とする。)
		1 施行期日 規則で定める日
		2 準備行為
		施行日前においても、指定管理者の指定、施設等の利
		用許可等を行うことができる。
		3 浜田市公設水産物仲買売場条例(旧条例)の廃止及び
		経過措置
		(1) 旧条例は、廃止する。
		② 施行日から規則で定める日までの間、事務室の使用
5	施行期日等	料の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
		4 浜田市特別会計条例の一部改正及び経過措置
		(1) 公設水産物仲買売場特別会計は、廃止する。
		(2) 施行日の属する年度分の収入及び支出並びに決算に
		関しては、従前のとおりとする。
		5 浜田市公設水産物仲買売場財政調整基金条例の廃止及
		び準備行為
		(1) 公設水産物仲買売場財政調整基金は、廃止する。
		(2) 廃止に当たり、施行日前に処分することができる。
	/++: +-	施行期日については、現時点において供用開始日を確定
6	備考	できないため、規則に委任しています。

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 46 号
2	題 名	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	河内災害特別住宅、本田住宅及び坂田住宅を用途廃止す
3	日的・珪田	ることに伴い、所要の改正を行うものです。
		市営住宅の設置について定める別表第 1 から次の住宅を
		削る。
		(1) 河内災害特別住宅(昭和63年度建設、1戸)
		ア 所在地 浜田市河内町 1865 番地 3
	概要	イ 構造種別 木造平家建
4		(2) 本田住宅(昭和58年度建設、1戸)
		ア 所在地 浜田市三隅町岡見 532 番地 1
		イ 構造種別 木造 2 階建
		(3) 坂田住宅(昭和 58 年度建設、1 戸)
		ア 所在地 浜田市三隅町河内 1031 番地
		イ 構造種別 木造2階建(作業室付)
5	施行期日等	令和元年8月1日
	ル匠 1 入社 1 4	77476 7 6 7 1 14
		用途廃止する住宅は、昭和 58 年及び昭和 63 年の災害時
6	備考	に入居者の土地に建設したもので、用途廃止後は、入居者
		への譲渡を予定しています。

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第 47 号
2	題 名	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例
		工業標準化法の一部改正及び「住宅用防災警報器の設置
3	目的・理由	及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」
		の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
	概 要	1 引用している用語の改正(第16条関係)
		日本工業規格 ⇒ 日本産業規格
$\frac{1}{4}$		2 住宅用防災警報器等の設置の免除(第29条の5関係)
4		住宅部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置
		した場合、住宅用防災警報器等を設置しないことができ
		ることとする。
5	施行期日等	公布の日

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 48 号
2	題 名	金城町農林業振興奨学金貸付条例を廃止する条例
		貸与した奨学金の償還が全て完了したことに伴い、奨学
3	目的・理由	金貸付事業の実施について定める条例を廃止するもので
		す。
4	概 要	金城町農林業振興奨学金貸付条例は、廃止する。
5	施行期日等	公布の日